

第2次 伊達市教育振興基本計画

2019年度(平成31年度)～2028年度

2019年(平成31年)1月

伊達市教育委員会

はじめに

近年は、急速に進行する少子高齢化や地域社会の変化とともに、価値観が多様化し、グローバル化も急速に進むなど、将来を見越すことが困難な社会になっています。

教育を取り巻く環境も複雑化・多様化しており、2020年度（平成32年度）から国の教育改革の根幹をなす次の学習指導要領がスタートし、国を挙げて子どもたちの学力・体力、ひいては、これからの社会を力強く生きていくための人間力の向上に向けた、新しい学びが始まります。

本市は、縄文文化からアイヌ文化、そして武家文化に至る特異な歴史の変遷を経ており、とりわけ、先祖伝来の地を離れ、アイヌの人々の助力を得てこの朔北の地に挑んだ仙台藩亙理伊達家の進取の気風は、現在の本市のまちづくり、ひとづくりに引き継がれております。

新しい時代の新しい学びに対応するためには、郷土の歴史・文化を継承・発展させるとともに、進取の精神を持って、伊達市をはじめあらゆる地域や世界を舞台に活躍する資質・能力を身に付けることができるよう、コミュニケーション能力を高め、多様な考え方を共有しつつ、仲間と協力しながら、地球規模の視野で考え地域の視点で行動できる「グローバル」（Glocal = Think globally, act locally.）人材の育成を目指した教育活動が一層求められることとなります。

また、超高齢社会の到来により、市民一人ひとりが生涯にわたり、いつでもどこでも学ぶことができ、その学びの成果を生かすことのできる生涯学習社会を基盤として、学校教育や社会教育等のあらゆる学びの連携を図った取組の充実・改善も一層重要になるものと考えられます。

このような背景を踏まえて、今後10年間の伊達市の教育の目標や方向性を明らかにし、これらに基づき教育に関する取組を総合的に進めていくことを目的に、「伊達市教育振興基本計画（2019年度（平成31年度）～2028年度）」を策定いたしました。

最後に、この計画の策定にあたり慎重なご検討のうえ、提言をいただきました伊達市教育振興基本計画策定委員会の皆さまをはじめ、パブリック・コメント等を通じて様々なご意見をいただいた市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

2019年（平成31年）1月

伊達市教育委員会 教育長 影山吉則

目 次

第1編 伊達市教育振興基本計画について	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の構成と期間	1
3 計画の点検・評価	1
4 計画の変更	1
第2編 教育を取り巻く現状と課題	2
第3編 基本理念と計画の体系	3~4
1 基本理念	3
2 計画の体系	4
第4編 取り組むべき主な施策	5~36
第1章 学校教育	
第1節 社会を生き抜く力を育む教育の推進	5~11
1 確かな学力の育成	5
2 特別支援教育の充実	6
3 国際理解教育の推進	7
4 情報教育の充実	8
5 キャリア教育の充実	9
6 環境教育の充実	10
7 安全・防災教育の充実	11
第2節 豊かな心を育む教育の推進	12~13
1 道徳教育の充実	12
2 生徒指導・教育相談の充実	13
第3節 健やかな体を育む教育の推進	14~15
1 体力・運動能力の向上	14
2 食育・健康教育の推進	15
第4節 地域とともにある学校づくりの推進	16~20
1 地域総がかりの教育の推進	16
2 ふるさと創生教育の推進	17
3 異校種間連携・接続の推進	18
4 幼児教育の充実	19
5 教職員の資質・能力の向上	20
第5節 信頼される教育環境の整備	21~24
1 学校施設・設備の充実	21
2 校外安全対策の充実	22
3 学校再編等の推進	23
4 高等学校教育等との連携・支援	24

第2章 社会教育

第1節	ふるさと意識を育て地域づくりに参画する青少年教育の推進	25～26
1	こころとふるさと意識を育む体験活動の推進	25
2	交流活動を通じた地域づくりに参画する人材の育成	26
第2節	共に支えあう地域づくりを目指す社会教育の推進	27～30
1	生涯にわたる充実した学習機会の提供	27
2	高齢者が健やかで豊かに学ぶ機会の創出	28
3	家庭・地域の教育力の向上	29
4	図書館機能の充実	30

第3章 歴史・文化芸術

第1節	特色ある地域文化の推進	31
1	文化芸術活動の振興	31
第2節	歴史文化を活かしたまちづくりの推進	32～33
1	歴史文化資源の活用	32
2	文化財の保護と適切な展示保管環境の維持	33

第4章 スポーツ

第1節	豊かな心身を育むスポーツの振興	35～36
1	スポーツ活動の促進	35
2	スポーツ施設の整備・充実	36

第5編 資料編

- 1 次期伊達市教育振興基本計画に関する提言書
- 2 伊達市教育振興基本計画（2011年度（平成23年度）～2018年度（平成30年度））
における事業達成度評価調書

第1編 伊達市教育振興基本計画について

1 計画の位置づけ

この「第2次伊達市教育振興基本計画（以下「本計画」という。）は、教育基本法第17条第2項で規定された、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項で規定された大綱として位置づけるものです。

また、第7次伊達市総合計画における教育分野の計画となります。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本理念」と「目標」、「主な施策」で構成し、計画期間については、第7次伊達市総合計画の計画期間との整合を図り、2019年度（平成31年度）～2028年度の10年間とします。

(1) 教育目標

本計画の計画期間中に目指す基本理念と方向性を示します。

(2) 主な施策

基本理念を実現するため、各分野において重点的に取り組む施策を示します。

3 計画の点検・評価

本計画に掲げた主な施策を効果的、かつ、着実に実施するためには、PDCAサイクルによる効果の検証等が不可欠です。

そのため、教育委員会では、毎年度、主な施策の取組内容について不断の見直しを行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する点検・評価を実施します。

4 計画の変更

本計画の計画期間中において、社会情勢の変化や法律改正等により計画の見直しが必要な場合は、本計画を変更することとします。